

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(担保指定証券に係る機構取扱有価証券の取扱い)</p> <p>第 1 4 条 当社は、担保指定証券のうち機構取扱有価証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第 5 8 条第 5 項の規定によるほか、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) <u>株式の併合、分割若しくは転換、会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行</u> (株式以外の有価証券については、これらに準じる手続をいう。以下この号において「<u>株式併合等</u>」という。) に伴い、<u>機構により機構の参加者が実質株主ごとの預託株券の株式の数に株式併合等の比率を乗じて算出した株式の数 (投資証券及び協同組織金融機関の優先出資証券については、これらに準じる手続により算出した口数) の総数を機構に申告する日が設けられた場合において、その返還請求権を有する D V P 参加者から当該株式併合等に係る権利確定日の前日までに担保指定証券解除請求が行われないときは、当社は、当該 D V P 参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該権利確定日に当該銘柄に係る残高すべてを当該 D V P 参加者に返還するものとする。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 1 8 年 1 月 4 日から施行し、施行日以後の日を権利確定日として株式併合等を行う銘柄から適用する。</p>	<p>(担保指定証券に係る機構取扱有価証券の取扱い)</p> <p>第 1 4 条 当社は、担保指定証券のうち機構取扱有価証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第 5 8 条第 5 項の規定によるほか、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) <u>株式交換、株式移転、合併、併合又は分割</u> (株式以外の有価証券については、これらに準じる手続をいう。以下この条において「<u>株式交換等</u>」という。) に伴い、<u>当該有価証券の発行者により当該発行者に当該有価証券を提出する期間が設けられた場合において、その返還請求権を有する D V P 参加者から当該株式交換等に係る権利確定日の前日までに担保指定証券解除請求が行われないときは、当社は、当該 D V P 参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該権利確定日に当該銘柄に係る残高すべてを当該 D V P 参加者に返還するものとする。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>